

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：22604

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2015

課題番号：24730023

研究課題名(和文) 平等権と平等原則

研究課題名(英文) Right for equality and Principle of equality

研究代表者

木村 草太(Kimura, Sota)

首都大学東京・社会(科)学研究科・教授

研究者番号：50361457

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカ法とドイツ法の研究から、平等権と平等原則の内容を整理した。また、アメリカの最高裁判所、ドイツの憲法裁判所の判例研究からこの分野の訴訟における道具立てを整理した。

これらを前提に、非嫡出子の法定相続分、ムスリム情報収集事件、公務員の政治活動、憲法における外国人の地位、アメリカ憲法第14修正の最新判例、自治体間の平等、一票の格差、同性婚、夫婦別姓について研究し、その成果を論文まとめた。

研究成果の概要(英文)：From the United States law and German law research, I analyzed the contents of the equality rights and equality principle. And I studied the cases of the United States Supreme Court and the German Constitutional Court.

Based on this research, I wrote papers about legal inheritance of children born out of wedlock, Muslim information collection incident, political activities of public officials, foreigner's position in the Constitution, The United States Constitution Fourteenth Amendment, equality between the municipality, Disparity of one vote, same sex marriage, separate surnames for married couples.

研究分野：憲法学

キーワード：憲法 平等権 差別されない権利 非嫡出子 同性婚 外国人 一票の格差 地方自治

1. 研究開始当初の背景

近代以前の国家秩序は、身分制の秩序であった。そこでは、各人が、貴族、軍人、農民、商人あるいは奴隷など、生まれながらの身分を持ち、それと結びついた中間集団に帰属する。それぞれの身分間の流動性は低く、政治や法の場において身分により区別が設けられることは当然であった。他方、近代の国家秩序は、身分制を排し、領域内の全ての人間に均等な国民の身分を与えることにより成り立っている。各人は、国民の身分と結びついた諸々の権利・権能 私法上の権利能力、各種の自由権、参政権、裁判を受ける権利などを保障され、等しい資格で国家秩序に参加する。こうした原理を、「国民の平等」と呼ぶことにしよう。国民の平等は、近代国家の根本原理であり、近代国家の憲法典は、これを表現する規定を置く。例えば、1776年のアメリカ独立宣言は、「すべての人は平等に造られ」ていることは「自明の真理であると信ずる」と述べている。また、1789年のフランス人権宣言第6条「一般意思の表明としての法律、市民の立法参加権」では、「すべての市民は、法律の前に平等である」とされている。フランス人権宣言以降も、近代憲法典が作られる時には、「法の下(国民ないし人間の)平等」という定式の規定が設けられるのが一般的であった。以下、こうした条項を平等条項と呼ぶ。もっとも、「国民の平等」の要請は、近代国家が首尾よく成立し、身分制が破壊されれば、充足されてしまう。そこで、平等条項に規定された「法の下(国民ないし人間の)平等」の概念は、時代が下るにつれ、「国民の平等」という抽象的な大原則を示すものとしてではなく、行政あるいは裁判の場で具体的な問題を処理するための基準として理解されるようになる。例えば、現在の日本の判例は、平等条項(憲法14条1項)を「合理的な根拠」

に基づかない区別を禁止する条項だと解している。

現在の憲法学においては、裁判所の判例の分析に重点が置かれており、各国で相当数の判例研究が公刊されている。もっとも、近代国家成立期・憲法制定時に「平等」概念についてどのような理解がされていたのか、それにはどのような社会的機能が託されていたのか、といった問題を検討する研究は、国内外通じて、さほど多くない。これが本研究の背景である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、憲法学の最も基本的な概念における「平等権」および「平等原則」の概念の歴史を明らかにすることである。本研究は、この目的を、19世紀から現代に至るドイツ法における「平等(Gleichheit)」概念理解の歴史を、古典文献および憲法裁判所の判例を分析することで明らかにすること、及び、19世紀以降、特に20世紀末から現在に至るアメリカ連邦最高裁判例における平等条項(equal protection clause)の解釈内容を分析し定式化すること、を通じて達成しようとするものである。そして、こうした目的の達成を通じて、日本法への示唆を見出すことが、本研究の最終的な目的となる。

3. 研究の方法

研究の内容としては、ワイマール憲法109条の解釈論、(西)ドイツ連邦憲法裁判所の平等条項(ボン基本法3条)に関する判例を全て読解し、丁寧な分析を加える。従来の憲法裁判所判例研究は、いわゆる統制密度(Kontrolldichte)に着目したものが多かったが、本研究では、実体法的内容に着目した判例の要件・定式の分析に焦点を当てる。それと並行して、1980年代以降のアメリカ連邦最高裁判所の判例を分析する。

それらを踏まえ、日本法で問題となってい

る事情を分析する。

4. 研究成果

アメリカ法とドイツ法の研究をまとめ、平成 24 年に、論文にまとめた。平等権に関する解釈論の基本をまとめたものと評価される。

また、アメリカ法の判例研究を素材とし、日本の最高裁判例を整理した上で、憲法訴訟における違憲審査方法論を整理した。この点は、学会報告・高橋和之記念論文集に整理されている。

個別の論点としては、非嫡出子の法定相続分、ムスリム情報収集事件、公務員の政治活動、憲法における外国人の地位、アメリカ憲法第 14 修正の分析、辺野古問題をはじめとした各自治体の平等、一票の格差、同性婚、夫婦別姓について研究を進めた。

非嫡出子の法定相続分については、ドイツ法の恣意の禁止原則からの統制密度上昇の論理などを踏まえて、緻密に実体法分析を行う手法で研究した。高裁決定において、丁寧な分析を行い、被相続人の実質的な遺言を読み取る形での対応を示した。また平成 25 年の違憲決定については、幾つかの研究を公表したが、最終的に、国際人権学会で報告し、これまでにない読み方を示す重要な研究として受け止められた。

警視庁ムスリム情報収集事件については、差別されない権利の観点から分析を行い、担当弁護士らの協力を得て、研究を進めた。公務員の政治活動については、一般国民との政治活動の区別、管理職公務員とそれ以外の公務員との区別などの観点から分析をした。いずれも、実務において重要な問題であり、実務家からの講演・相談依頼も多くいただいた。

アメリカ憲法第 14 修正については、2015 年 6 月の同性婚判決があり、これについて分析を行うとともに、その起草過程についての研究も行った。

辺野古問題については、各自治体間の平等という観点からアプローチし、憲法 95 条からの研究を行った。こちらの反響は大きく、国会での議論や訴訟の現場でも参考にされた。

古典的な文献からの抽象的な理論の抽出、判例研究からの憲法訴訟に関する道具立てを丁寧に行ったことが、個々の具体的問題での整理に有効であった。抽象理論の確立と、具体的問題への提言という点で、十分な成果の上昇した研究であったと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 20 件)

木村草太「憲法と同性婚」杉田敦編『グローバル化の中の政治』岩波書店 81~102 頁 2016 年 4 月

木村草太「最新判例批評([2016] 1)東京都議会議員選挙の選挙区及び選挙区ごとの議員定数に関する条例が適法・合憲とされた事例[最高裁第一小法廷平成 27.1.15 判決](判例評論(第 683 号))」判例時報 2274 号, 148-152 2016 年 1 月

木村草太「非嫡出子相続分違憲決定はどう読まれるべきか? : 違憲の時点と違憲を認識した時点 (特集 人権実現プロセスの検証 : 2013 年 9 月 4 日最高裁大法廷決定を契機として)」国際人権法学会報 (26), 65-72, 2015 年 10 月

木村草太「講演録 住民投票なくして「辺野古新基地建設」はあり得ない」世界 (870), 45-52, 2015-06

長谷部恭男・木村草太「憲法を使いこなす<特別座談会>(特集 憲法の考察)」Law & Practice (早稲田大学大学院) 9, p1~39 2015 年 5 月

木村草太「第 14 修正の起草者ピンガムの生涯」アメリカ法 2015 年 2 号、326~

331 頁、2015 年 4 月

木村草太「非嫡出子の法定相続分の 2 分の 1 とする民法の規定を違憲とする最高裁決定について」東京司法書士会判例・先例研究平成 26 年版 1～35 頁、2015 年 3 月

木村草太「法律家に必要なこと イスラム教徒情報収集事件を素材に」月刊司法書士 507 号、4～12 頁、2014 年 5 月

木村草太「憲法判断の方法 『それでもなお』の憲法理論」高橋和之先生古期記念『現代立憲主義の諸相』（有斐閣）507～536 頁、2013 年 12 月

木村草太「立法過程の法的統制 立法裁量・立法目的・立法事実」憲法理論研究会編『憲法理論研究会叢書② 変動する社会と憲法』（啓文堂）17～31 頁、2013 年 10 月

木村草太「公安条例の明確性 徳島市公安条例事件」憲法判例百選（第六版）・別冊ジュリスト 217 号 186～188 頁、2013 年 10 月

木村草太「外国人の出国の自由」憲法判例百選（第六版）・別冊ジュリスト 217 号 23 頁、2013 年 10 月

木村草太「公務員の政治的行為と懲戒処分」憲法判例百選（第六版）・別冊ジュリスト 217 号 23 頁、2013 年 10 月

木村草太「法の下での平等 差別の問題と厳格審査の理論」南野森編『憲法学の世界』日本評論社 177～191 頁、2013 年 7 月

木村草太「租税判例速報 神奈川県臨時特例企業税条例事件上告審判決 最一判平成 25・3・21」ジュリスト 1456 号 8～9 頁、2013 年 6 月

木村草太「PTA 改革、憲法の視点から」朝日新聞 4 月 23 日朝刊、30 面

木村草太「公務員の政治的行為の規制について 大阪市条例と平成 24 年最高裁二判決」法律時報 85 巻 2 号 74 - 83 頁、2013 年 1 月

木村草太「国旗国歌訴訟上告審判決」法学教室 2013 年 2 月号付録、判例セレクト 2012 []7 頁、2013 年 1 月

木村草太「近時の判例の動向から～公務員の懲戒処分を巡って～」地方公務員月報 2012 年 11 月号 2 - 15 頁、2012 年 11 月

木村草太「民法 900 条 4 号ただし書前段と平等原則」ジュリスト 1440 号・平成 23 年度重要判例解説、16-17 頁、2012 年 4 月
* 全て査読論文ではない。

〔学会発表〕(計 3 件)
各年度報告書記載の通り。

2015 年 12 月 12 日 日本住宅会議総会報告 木村草太「生存権と安保法制」東京大学（東京都文京区）

2014 年 11 月 23 日 国際人権学会報告 木村草太「非嫡出子相続分違憲決定の読み方」広島大学（広島県広島市）

2013 年 5 月 12 日 憲法理論研究会研究総会報告 木村草太「立法の法的統制：立法目的・立法事実・立法裁量」新潟大学（新潟県新潟市）

〔図書〕(計 2 件)
大澤真幸・木村草太『憲法の条件 戦後 70 年から考える』NHK 出版新書、286 頁、2015 年 1 月

木村草太『憲法の創造力』NHK 新書、2013 年 4 月 13 日

〔産業財産権〕
出願状況（計 0 件）
特になし。

取得状況（計 0 件）
特になし。

〔その他〕
特になし。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

木村 草太 (Kimura, Sota)
首都大学東京・社会科学部教授
研究者番号：50361457